

令和 4 年 3 月 16 日
東京湾再生推進会議幹事会

令和5年度以降の次期行動計画の方針について

1. 行動計画(第二期)における施策の実施状況

(1) 陸域対策

下水道施設の整備、高度処理の促進、農業集落排水施設の整備、浄化槽の合併処理浄化槽への転換、合流式下水道の改善、河川直接浄化施設の整備、森林の整備・保全等を計画的に行い、陸域からの汚濁負荷の軽減を実施。

(2) 海域対策

海域における環境改善対策として、汚泥浚渫、覆砂、浮遊ゴミ等の回収、浅場・藻場等の創出・再生、生物に配慮した護岸構造物等への改良、深堀跡の埋戻し等の実施。環境の変化を身近に市民が体感・実感できるような場所であるアピールポイントにおいて、海底清掃やイベントの開催など各種施策の実施。

(3) モニタリング

東京湾全体で水質、底質、底生生物、赤潮発生状況等についてのモニタリングを継続的に行い、ウェブサイト等を通じてデータの公表及び提供を実施。民間企業、市民団体等を含む多様な主体によるモニタリング活動として、東京湾の環境調査イベントを実施。(東京湾環境一斉調査)

2. 行動計画(第二期)以降の東京湾再生を巡る情勢変化

東京湾再生(東京湾再生のための行動計画(第二期))においては、「陸域負荷の削減」、「海域における環境改善」及び「モニタリング」を軸に、豊かな海の保全回復、持続型社会の実現、東京湾の文化の創生、人と海とのつながりの回復、新たなイノベーションや科学技術の発展を意義としているところであるが、東京湾再生を巡る情勢変化としては、平成27年9月に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)を始め、令和3年1月には「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」が開始し、日本国内においては第五次環境基本計画、第3期海洋基本計画、生物多様性国家戦略等に基づく施策が進められている。

昨今では、「2050年カーボンニュートラル」等の実現に向けて、政府全体としては令和3年10月に、「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」等が閣議決定され、我が国の「国が決定する貢献(NDC)」として、温室効果ガスの排出削減に関する新たな目標が提出された。

このような情勢の中、一例として、国土交通省環境行動計画(令和3年12月)では、基本的な取組方針における主な施策として「魅力ある水辺空間の創出」が挙げられており、東京湾再生のための行動計画(第二期)における全体目標の一部である「親しみやすい」東京湾の創出と深く関わりがあるなど、東京湾再生に向けた施策の遂行を行っているが、他方で、地方公共団体の人員や財源が限られるなど状況も変化しており、事業執行の効率性が求められている。

3. 東京湾再生官民連携フォーラムからの提案概要

令和3年2月に開催された第3回企画運営員会において、「東京湾官民連携フォーラムから第三期に向けた東京湾再生計画へのいくつかの政策提案（案）」が審議され、3月4日に東京湾再生推進会議宛てに提出された。主な項目は以下のとおり。

- ・第二期の目標の再設定
- ・第三期目標の副題の提案
- ・背後人口3,000万人とのつながりの強化の提案
- ・段階的計画
- ・連携のキャッチボール促進
- ・再生実態の把握の共有化、見える化活動の実行体制の確立

4. 東京湾再生に関係する地方公共団体の現状及び要望等

地方公共団体へのアンケート結果によると、東京湾再生に関する取組でこれから重点的に取り組みたい/取り組む予定の施策として、陸域では負荷削減のため数多くの施策について、海域では資源回復を目的とした底質改善等や経済活動の維持と自然環境の保全・再生の両立、各自治体が有する新技術等の情報共有体制の構築等について言及があった。

5. 「東京湾再生プロジェクト」に係る令和5年度以降の取組方針について

本プロジェクトについては、平成25年度からの行動計画（第二期）において、東京湾再生に資する各種施策は着実に実施されており、長期的には一定の成果（改善効果）が得られているが、令和4年3月時点では、行動計画（第二期）の全ての評価指標の達成には未だ至っていない。他方、各分科会での施策の推進に加え、東京湾再生官民連携フォーラムの活動により、課題や科学的知見の共有、参加者を結末点とした新たなネットワークの構築、東京湾大感謝祭の開催など多くの市民の参加を促す取組がなされ、東京湾再生プロジェクトへの寄与は大きく、行動計画（第二期）の目標達成に向けた取組における東京湾再生官民連携フォーラムの貢献は高く評価されている。

また、近年の気候変動にともなう自然災害の頻発化等を踏まえ、地球温暖化対策として各国が目指すことを宣言した「2050年カーボンニュートラル」など、東京湾を取り巻く自然環境や社会環境は大きく変化してきている。一方、SDGsの浸透などにより、政府のみならず、企業の産業活動や国民生活においても、環境に対する関心が醸成されてきた。

このようなことから、令和5年度以降においても、新たな環境の変化に対応するため、関係各省庁・自治体、東京湾再生官民連携フォーラム等が協力し、東京湾流域3千万人の心を豊かにする「東京湾」を創出するという新たな目標の達成に向け、適切な体制を維持していくことが必要である。